

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

6

2024

TOPICS

P2 資産安心コラム

いつのまにか自分も当事者に？
誰にでも起こりうる遺産トラブル

P3 暮らしとお金の教養講座

相続した不動産をどう分ける？
共有名義で陥りがちな落とし穴

P4 相続・贈与の基礎知識

自分の思いを正しく伝えたい
自筆証書遺言書の作り方

数字で見る相続

遺産分割事件数増加 審理期間は短縮傾向に

最高裁判所事務総局が公表した『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第10回）』によると、令和4年の遺産分割事件の新受件数（審判＋調停）は1万6,687件でした。高齢化の影響等により近年高止まり状態にあるものの、直近ではさらに増加傾向を示しています。

一方、令和4年における遺産分割事件の平均審理期間は12.9月と前回の調査から短縮され、審理期間別の事件割合でも、審理期間が6カ月以内の事件の割合は32.8%と増加し、1年を超える事件の割合は減少し35.0%となっています。これは、コロナ禍の収束のほかに各家庭裁判所での調停運営改善の取り組みの効果が出ていることが要因と推察されます。平均審理期間は、相続トラブル解決のために裁判所の活用を検討する際に参考となりますので、今後の動向に注目していきましょう。

いつのまにか自分も当事者に？ 誰にでも起こりうる遺産トラブル

全国の家裁裁判所での遺産分割事件数は長期的には増加傾向にあり、遺産トラブルは他人事ではなくなってきました。今回は、遺産トラブルにつながる主な原因と遺産トラブルを防ぐための対策について紹介します。

遺産分割事件のうち1/3は 遺産総額が1,000万円以下

『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第10回）』によると、令和4年の遺産分割事件の新受付数は1万6,687件で、近年高止まり状態にあるものの、直近ではさらに増加傾向を示しています。また、『令和4年司法統計年報』によれば、遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（「分割しない」を除く）は6,857件で、遺産の価額別に見ると、1,000万円以下が2,296件と全体の約1/3を占め、5,000万円以下とすると5,231件と全体の約3/4を占めています。遺産トラブルは富裕層だから起こるものと思われがちですが、実際には富裕層でなくともトラブルは発生しており、誰にでも起こりうる身近なものといえます。

相続で揉める原因は、遺産の価額ばかりではありません。たとえば、家族や親族の仲が悪い、疎遠であるなど、円滑にコミュニケーションがとれない関係では、意思疎通ができずトラブルにつながりやすくなります。また、相続財産が実家しかないなど、遺産の大半を不動産が占める場合には、不動産は現物分割しにくいいため、分割方法で揉める原因となり得ます。故人に前婚の配偶者との間に生まれた子どもや、認知された子どもがいる場合にも、相続権や相続分をめぐる感情的な対立が生じることがあります。

さらに、相続人の立場の違いがトラブルの原因になることもあります。たとえば、介護の負担が特定の家族に偏っている場合には寄与分が、高額な生前贈与を受けた家族がいる場合などには特別受益が認められることがあります。それらをどのように評価するかなどで意見が対立することがあります。

遺産トラブルを防ぐためには 生前に遺言書などの準備を

このような遺産トラブルを防ぐためにできることとして、次のような対策があります。

まず重要なのが、遺言書を作成しておくことです。遺言書がない場合、遺産分割協議で揉めることが多く、相続税の申告期限までに分割できない場合、小規模宅地等の特例など税制上の優遇制度に影響が生じます。なお、遺言書の作成においては、遺留分（兄弟姉妹以外の法定相続人に法律上相続できる財産の最低保証額で、配偶者・子は法定相続分の1/2、ただし親のみの場合は法定相続分の1/3）の侵害に注意する必要があります。

また、財産の管理に民事信託を利用することも有効です。民事信託とは、信頼できる親族などを受託者として財産の管理または処分を託す制度のことで、生前から死後にかけての財産管理方法や死後の財産帰属先を決めておくことができます。

認知症などの不安がある場合には、任意後見制度を利用する方法もあります。十分な判断能力があるうちに、あらかじめ公正証書で任意後見人と任意後見契約を締結し、将来委任する事務（生活療養看護および財産管理に関する事務）の内容を定めておく、判断能力が衰えた後、任意後見人にこれらの事務を代理してもらうことができます。

遺産分割事件は年々増加しており、遺産の金額が5,000万円以下の事件が全体の3/4以上を占めることから、遺産トラブルは身近なもので、一般的な家庭でも発生する可能性は十分あるといえます。自分が当事者になるかもしれませんので、有事に備えておくことをおすすめします。もし不安があれば、法律や相続税などに詳しい専門家に相談してみましょう。

相続した不動産をどう分ける？ 共有名義で陥りがちな落とし穴

遺産に不動産がある場合、公平になるよう相続人全員で共有することがあります。ただし、不動産の共有には注意しなければならないこともあります。今回は、相続した不動産を共有名義にするメリット・デメリットとその対策などについて紹介します。

公平に分けられるのがメリット デメリットは活用しにくいこと

不動産を共有で相続するとは、『1つの不動産を複数の相続人が共同で所有する』ことです。つまり、相続人はそれぞれ、共有の不動産に対して権利（持分権）を持つことになります。そして、相続による登記手続きをすることで、それぞれが自分の持分について第三者に対する対抗要件を備えることができるようになります。

相続した不動産を共有名義にするメリットは、財産を公平に分けられることです。一般的に相続財産の多くを不動産が占める場合には、預貯金のように均等に分割することがむずかしいですが、共有名義であれば、相続人全員が均等な持分割で共有することで、公平な遺産分割ができます。

このほかに、税制面でのメリットもあります。被相続人が居住していた住宅を取得した相続人等が、その住宅を売却し一定の要件を満たす場合、共有者それぞれが居住用財産を譲渡した場合に3,000万円（共有者3名以上の場合には2,000万円）の特別控除の特例の適用を受けられます。

デメリットは、共有名義の不動産は活用しにくいことです。共有の不動産は、共有者単独での活用や処分は認められていません。売却する場合も、ほかの共有者全員の同意が必要ですし、賃貸をする場合でも、原則共有者全員の同意が、短期間でも過半数の同意が必要とされていますので、共有者が多いと合意に至るのはむずかしくなります。

共有者が亡くなった場合、その共有者の持分は相続財産となり、相続の対象になります。共有者の持分が複数の相続人に相続されていくと、共有持分が細分化されることになり、権利関係も複雑になり、トラブルの原因にもなります。

不動産相続で共有を避けるには 換価分割や代償分割などの方法

不動産の共有にはこのようなデメリットがありますが、共有を避ける一般的な対策としては、換価分割や代償分割などがあります。換価分割とは、財産を売却して換金し、現金を相続人で分け合う方法です。また、代償分割とは、一部の相続人が財産を引継ぎ、その財産を取得していない他の相続人に代償金を支払うという方法です。ただし、財産を取得する相続人に代償金の支払い能力があることが前提となります。

このほかに、建物は物理的に分割することができませんが、相続した不動産が土地の場合には、分筆して取得するという方法があります。これは、遺産分割協議で各相続人が分筆後の土地をそれぞれ取得することとしたうえで、公平に土地を分筆し、分筆した土地を相続してそれぞれが単独所有とするものです。ただし、分筆後の土地の活用を考慮するとある程度の広さがなければ、活用方法が限られてしまうおそれがあります。

分割がむずかしい不動産を共有名義にすることで公平に財産を分配できるかのように見えますが、共有者の同意がないと不動産の売却や賃貸借ができないなど、活用が制限されることとなります。相続した不動産の名義をどうするか、今後の運用を考慮したうえで、検討することをおすすめします。



自分の思いを正しく伝えたい 自筆証書遺言書の作り方

遺言は、財産を誰にどのように残したいかなどの自分の意思や想いを確実に伝えるためのものです。しかし、遺言書の作成の方式については、法律によって厳格に定められています。今回は、自筆証書遺言書を作成する際の様式や注意点などについて紹介します。

自筆証書遺言書保管制度により 紛失や改ざんなどの心配が無用

主な遺言書の種類には、『公正証書遺言』と『自筆証書遺言』があります。公正証書遺言は、公証役場で公証人が遺言者から遺言の内容を聞き取って作成するもので、作成後、原本は公証役場に保管されます。一方、自筆証書遺言は、遺言者が遺言の全文などを自書して押印するものです。

自筆証書遺言は、遺言者一人で作成できますが、記載内容に不備があると遺言が無効になるおそれや、紛失、改ざんなどのリスクもあります。また、遺言者の死後、遺言書の偽造・変造を防止するための手続きである検認手続きが必要になります。

そこで、法務局が遺言書を預かる『自筆証書遺言書保管制度』が2020年7月スタートしました。この制度を利用すると、民法に定める方式に適合しているか外形的な確認がされますので無効な遺言書になりにくい（ただし記載内容の確認はされません）、紛失や改ざんなどを防げる、検認手続きが不要になるなどのメリットがあります。

自筆証書遺言書の作成にあたり 注意しなければならないこと

自筆証書遺言書は、遺言者が、遺言の全文、作成年月日、氏名を自書して押印する必要があります。添付する財産目録は、パソコンの利用や通帳などのコピーの添付も認められますが、全ページに署名と押印が必要です。また、遺言書の内容の訂正や追加を行うためには、その場所がわかるように示し、変更した旨を付記して署名し、その変更の箇所に押印しなければなりません。

また、保管制度を利用する場合も様式が定められています。たとえば、A4の用紙の片面のみに記載し、指定サイズの余白を四方に確保したうえで、ページ番号などを記載する必要があります。

自筆証書の遺言書は、正しく作成していないと無効になったり、自宅に保管していると紛失や偽造、改ざんのおそれがあったりと、遺言者の思いが伝えられなくなる場合があります。自筆証書遺言書保管制度を活用して、確実に遺言の内容が実現されるよう、事前に準備しておきましょう。